

境港清港会会則

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は境港清港会と称する。

(事 務 所)

第 2 条 本会の事務所は、境港管理組合内におく。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本会は、境港港湾区域及び境漁港区域並びに、斐伊川河川区域の内境水道内の環境整備の促進を図り、もって船舶航行の安全と港内及び河川の環境に資することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するためにつぎの各号に掲げる事業を行う。

- (1) 漂流物、汚物等の流入投棄等の防止及び水面の汚濁防止に関する啓発宣伝を行うこと。
- (2) 漂流する塵芥の除去及び清掃整備を行うこと。
- (3) その他、本会の目的達成のために必要な事業。

第 3 章 会 員

(会員となる者)

第 5 条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同し、かつ港湾に直接又は間接に関係のある法人団体及び個人とする。

(入 会)

第 6 条 本会に入会しようとする者は、書面をもって入会申込みをし会員となる。

(代表者の届出)

第 7 条 会員が法人または団体であるときは、代表者 1 名を定め書面をもって届け出るものとする。代表者に変更のあったときも同様とする。

(会 費)

第 8 条 会員は、別に定める会費及び負担金を納めるものとする。

(退 会)

第 9 条 本会を退会しようとする会員は、退会届けを提出するものとする。

第 4 章 役員及び職員

(役 員)

第 10 条 本会につぎの役員をおく。

会 長	1	名
副 会 長	4	名
理 事	若 干	名
監 事	2	名

(役員を選任)

第 11 条 理事及び監事は、総会において会員の中から選任する。

2 会長、副会長は理事の中から互選とする。

3 役員任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。また、補欠により就任したる者は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第 12 条 会長は、本会を代表し、総会及び理事会の議長となり、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 理事は理事会を構成する。

4 監事は本会の会計を監査し、総会にその状況を報告するほか、理事会に出席して意見を述べる

ことができる。

(役員の内退)

第13条 第11条の規定により、選出された役員のうち、その所属する法人又は団体等の役職を離れたときは、本会の役員を退任したものとする。

(職員)

第14条 本会の事務処理をするため、事務局長及びその他の職員をおくことができる。

2 事務局長及び、その他の職員は会長が委嘱する。

第5章 顧問及び参与

第15条 本会に顧問及び参与をおくことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、本会の会議の重要事項について、会長の諮問に応ずる。

第6章 会 議

(会議)

第16条 本会の会議はつぎのとおりとする。

総 会
理 事 会

(総 会)

第17条 総会は通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は毎事業年度終了後2ヶ月以内とし、臨時総会は、会長が必要と認めたとき及び理事会又は会員の4分の1以上の請求があったとき開催する。

(総会の招集)

第18条 総会は会長が招集する。

(会議に付すべき事項)

第19条 総会はつぎの事項を決議する。

- (1) 会則の変更に関する事項
- (2) 理事及び監事の選任
- (3) 事業計画及び収支予算の決定及びその変更
- (4) 事業報告及び収支決算の承認
- (5) 会費の額及び徴収方法の決定
- (6) 全各号に掲げるもののほか、会長が本会の運営上特に必要と認めた事項

(総会の議決方法)

第20条 総会は会員の3分の1以上の出席をもって成立し、その議決は出席会員の過半数によって行う。可否同数のときは、議長が議決する。

2 書面（電磁的記録を含む。）による議決は、会員の過半数によって行う。可否同数のときは、議長が議決する。

(理 事 会)

第21条 理事会は会長が必要と認めるとき、随時招集する。

(理事会に付議すべき事項)

第22条 理事会は、つぎの各号に掲げることを議決する。

- (1) 会務の執行に関する事項
- (2) 総会から委任された事項
- (3) 総会に付議すべき事項
- (4) その他必要な事項

(理事会の議決方法)

第23条 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立し、その議決は、出席理事の過半数によって行う。可否同数のときは議長が議決する。

2 書面（電磁的記録を含む。）による議決は、理事の過半数によって行う。可否同数のときは、議長が議決する。

第 7 章 会 計

(会計年度)

第 2 4 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日までとする。

(会計)

第 2 5 条 本会の経費は、会費、負担金、寄付金、委託金をもってこれに充てる。
2 会計年度の決算において余剰金を生じたときは、翌年度に繰越して使用することができる。

(一般会計、特別会計間の繰出し及び繰入れ)

第 2 6 条 繰入対象経費の財源に充てるために必要があるときに限り、予算で定める範囲内において、一般会計、特別会計間で相互に繰出し、繰入れをすることができる。

(事業計画書及び予算書)

第 2 7 条 会長は、毎会計年度における事業計画書及び収支予算書を作成し、理事会の審議を経てこれを総会に提出する。

(事業報告書及び決算書)

第 2 8 条 会長は、毎会計年度終了後当該年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、理事会の審議を経てこれを総会に提出する。

(監査)

第 2 9 条 監事は前条の各書類を監査し報告書を作成して総会に報告する。

(書類の備付)

第 3 0 条 会長は、前第 2 7 条及び第 2 8 条に掲げる書類並びに前条の報告書を総会の承認をうけたのち、事務所に備えつけておくものとする。

附 則
この会則は、昭和 4 5 年 1 2 月 2 5 日から施行する。

附 則
この会則は、昭和 5 8 年 6 月 2 日から施行する。

附 則
この会則は、昭和 6 3 年 7 月 6 日から施行する。

附 則
この会則は、平成 9 年 7 月 3 0 日から施行する。

附 則
この会則は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則
この会則は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。